
◎意見書案第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費
助成の拡充を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第20、意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からのご説明を求めます。10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 意見書案第1号。提出者、賛成者は記載のとおりであります。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の拡散アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難を期している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がされないといった事態が報告されるなど、現行制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

よって国においては肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活拡充の現実は一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずることを強く要請する。

記1、ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る肝炎医療に対し医療費助成制度を創設すること。
2、ウイルス性肝炎疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定をすることとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君）　ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　質疑ではなくて意見書の趣旨には賛同いたします。

それで最後の記の2にウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準緩和とあります。この意見書の提案の趣旨はここにあるように医療費助成の拡充を求めるということですので、多分それが2の障害者認定の基準を緩和しなさいというふうにいっていると思うのですが、全てではないけど主に本当に核心に触れる部分のここである障害認定基準の緩和はどういうものがあるのか。もしできれば2、3点挙げていただきたいと思ひます。

○議長（山本浩平君）　10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君）　議会運営委員会におきましてこの意見書の取り扱いについて会議を開催いたしました。具体的にはそこまで細かくこの懸案に対しては調査をしておらないのが現状でございます。ただこの上記に記載されているとおひ緩和をしないと、それに漏れて助成を受けられない方たちが現に存在するということをおひさん認識しているということで、この件に関しては意見書を提出することに異議なしということで議運では決定をさせていただいているところであります。

○議長（山本浩平君）　ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。